

令和6年度三重県産水産物等のマレーシア・シンガポール向け販路開拓支援業務委託  
企画提案コンペに関する質問及び回答

Q 1

現地アドバイザーの設置について

- ◆現地アドバイザーは現地在住である必要はございますでしょうか？
- ◆もし現地在住である必要がある場合、マレーシアとシンガポールそれぞれに設置する必要はございますでしょうか？例えばシンガポールに在住者がマレーシアの水産事業にも精通している場合は兼務も可能でしょうか？

(本業務委託仕様書4 業務の内容 関係)

A 1

現地アドバイザーについては、「本業務委託仕様書4 業務の内容」に記載されている業務について、より効果的かつ効率的に担うことができる者を選定し、設置することが望ましいと考えています。

現地アドバイザーとして、日々変化する現地の状況をいち早く把握し、最新かつ必要な情報の共有と的確なアドバイスを行うためには、その名のとおり、マレーシア及びシンガポールの現地環境下で、実際に生活や業務を行っていることが適当であると考えます。

なお、本業務を進めるうえでは、それぞれの国に特化した現地アドバイザーによる、それぞれの目線でのアドバイスが重要であることから、ひとりの人物が、マレーシア現地アドバイザーとシンガポール現地アドバイザーを兼務することは、適当でないと考えます。